

第 1 2 回総合科学技術会議議事録（案）

1. 日 時 平成 1 3 年 1 1 月 2 8 日（水） 1 7 時 1 5 分～1 8 時 1 5 分

2. 場 所 総理官邸大食堂

3. 出席者

議長	小泉	純一郎	内閣総理大臣
議員	福田	康夫	内閣官房長官
同	尾身	幸次	科学技術政策担当大臣
同	片山	虎之助	総務大臣（代理 遠藤 和良 総務副大臣）
同	塩川	正十郎	財務大臣（代理 尾辻 秀久 財務副大臣）
同	遠山	敦子	文部科学大臣
同	平沼	赳夫	経済産業大臣
同	吉川	弘之	日本学術会議会長
同	石井	紫郎	
同	井村	裕夫	
同	黒田	玲子	
同	桑原	洋	
同	志村	尚子	
同	白川	英樹	
同	前田	勝之助	

（臨時）

議員	坂口	力	厚生労働大臣（代理 南野 知恵子 厚生労働副大臣）
同	武部	勤	農林水産大臣
同	川口	順子	環境大臣
同	中谷	元	防衛庁長官

4. 議事

- (1) 平成14年度予算及び平成13年度第2次補正予算の編成に向けて
- (2) 諮問第2号「国の研究開発評価に関する大綱的指針について」に対する答申について
- (3) 諮問第4号「特定胚の取扱いに関する指針について」に対する答申について
- (4) I T E R計画について
- (5) その他

(配付資料)

- 資料1－1 平成14年度科学技術関係予算の編成に向けて（意見）（案）
- 資料1－2 平成14年度概算要求における重点分野等に係る主な施策の位置付け
- 資料1－3 「改革推進公共投資」特別措置の具体的対象事業について（平成13年11月26日臨時閣議配付資料）
- 資料2－1 諮問第2号「国の研究開発評価に関する大綱的指針について」に対する答申（案）
- 資料2－2 「国の研究開発評価に関する大綱的指針（案）」の概要
- 資料3－1 諮問第4号「特定胚の取扱いに関する指針について」に対する答申（案）
- 資料3－2 諮問第4号「特定胚の取扱いに関する指針について」に対する答申（案）の概要
- 資料3－3 特定胚について
- 資料3－4 特定胚の取扱いに関する指針（参考）
- 資料4 科学技術政策担当大臣と有識者議員によるI T E R計画の検討状況について
- 資料5 第1回産学官連携サミットについて（報告）
- 資料6 第11回総合科学技術会議議事録（案）

5. 議事概要

【尾身議員】

それでは、時間でございますので、始めさせていただきます。

ただいまから、第12回「総合科学技術会議」を開催いたします。

今回は、臨時議員として、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、防衛庁長官にもご参加をお願いしております。なお、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣につきましては、

副大臣がご出席をさせていただいております。

総理が、少し遅れるということでございまして、恐縮でございますが順番を変えさせていただいて、議題4、議題5、それから議題2、3といきまして、議題1を最後にさせていただきたいと思います。

(4) I T E R計画について

【尾身議員】

それでは、議題4に入らせていただきます。I T E R計画についてでございますが、私と有識者議員の皆様で検討を進めておりますが、これまでの検討状況につきまして、井村議員からご説明をお願いいたします。

【井村議員】

それでは、現在の検討状況をご報告申し上げます。

総合科学技術会議で検討しております、主要な論点は、科学技術政策上のI T E R計画の位置づけと、科学技術関係経費におけるI T E R計画の位置づけであります。その他、考慮すべき事項として、お手元の資料に書かれておりますように、費用増大の可能性、安全性、放射性廃棄物の処理、国民の理解増進等々の課題がございます。

まず、主要な論点ですが、科学技術政策上のI T E R計画の位置づけといたしましては、戦略的重点化の観点からと国際化推進の観点からの位置づけを検討いたしました。

エネルギー分野は、重点分野の中には入っておりませんが、国の存立にとって基盤的であり、今後とも十分な配慮をする必要があるという4分野に入っております。

核融合発電は、資源制約が少なく、環境負荷が少ないという点で、今後も極めて重要であり、恐らく今世紀、21世紀の後半の発電の主要な手段になるのではないかと期待されます。その意味で、核融合研究は大変重要であります。

I T E R計画は、現時点で核融合発電の可能性を確かめる実験炉としては、最も有力な候補であります。しかし、これがまだ最終的な炉の形になるかどうかということは決まっておきませんので、レーザーとかヘリカルとか、そのほかのいわゆるプラズマを閉じ込める方式の研究と、中性子によって放射性物質ができますので、それを少なくする材料の開発、あるいはまた核融合分野の人材の育成等が不可欠であると考えます。

国際化の推進の観点からは、日本の核融合研究開発は、現在の世界の最先端のレベルに達していると評価をしております。ITER計画に参加することにより、これは今後とも一層発展するであろうと期待されます。ただ、アメリカは高い科学技術力、それから費用負担の可能性を持っておりますので、今後ともITER計画への積極的な参加を呼び掛けていく必要があります。これについては、本年9月に尾身大臣がアメリカで要望してこられたことでありますけれども、今後参加が決まることを期待しております。

次に、科学技術関係経費におけるITER計画の位置づけであります。ITER計画の費用は、今後の政府間協議によって分担が決まりますので、現時点ではまだ正確な金額が決まっておりません。

ITER計画に参加する場合、どういう利点があるかということでもありますけれども、核融合燃焼等の科学技術的成果、これは参加各国で共有であります。それから、分担する機器の作成・据え付け等の経験を積むことができますし、また運転段階で技術者を派遣して、運転の成果を共有することもできます。

ITER計画を誘致した場合には、更にこれに加えて、輸送に適さない機器の作成や、実験炉の組み立て等の経験、運転段階で運転機器改造のノウハウを蓄積できます。また核融合研究の世界的な拠点が形成され、人材の育成にも役立つ。それから、ITER計画成功の場合には、核融合発電に向けて日本がリーディングな立場を取ることができるというメリットがあります。ただ、一方では、プロジェクト完遂に対する、大きな責任を負うことになりますし、放射性廃棄物の処分等課題を負うことにもなります。

こういった効果と負担の両方を考えて、今後費用対効果の側面からも十分検討して判断する必要があると思っております。

2番目の予算確保のための基本的な考え方ですけれども、ITER予算はエネルギー分野の中、取り分け原子力分野において確保するというのが基本的な施政であります。今後、ITER計画の予算を当該分野で確保することができるかどうか、他の分野との間で中長期的な展望を含め、日本の財政事情も考慮しながら、どのようなめりはりをつけていくのか、引き続き検討する必要があると思っております。

ITER計画の負担割合は、今後の政府間協議によって決められるということになっておりますので、過大な負担を負うことがないように注意しながら、参加あるいは誘致を決めていくべきであろうと思っております。

以上でございます。

【尾身議員】

どうもありがとうございました。続きまして、遠山議員から、ITERサイト適地調査及び第1回政府間協議結果につきましてご報告をお願いいたします。

【遠山議員】

ITER計画につきましては、尾身議員と有識者議員の精力的なご検討に感謝をいたします。ITERの推進の意義は、今、井村議員からお話がありましたように、将来のエネルギー源の確保の観点から、大変重要な課題だと考えておりまして、文部科学省としましては、我が国におけるサイト適地調査の実施や、政府間協議への参加を行ってまいりました。

第1回政府間協議は、11月8、9日の両日にわたって行われまして、我が国からも関係者が出席をし、各国の状況及び今後の交渉の進め方について情報収集を行いますとともに、議論を行いました。その結果、今後の手順としましては、誘致希望国からのサイト提案の国際的共同評価を行い、明年中ごろまでに国際的な意見集約を図ること、その上で明年末までに実施協定案を策定することを確認いたしました。

第2回協議は、来年の1月に我が国で開催する予定でございます。

引き続き、総合科学技術会議におきまして、ITER計画の今後の取り組み方についてご審議いただいた上で、その結果を踏まえて文部科学省としてもこの計画への対応をしてまいりたいと思います。

ITERサイト適地調査結果についてでございますが、ITERを仮に我が国に誘致する場合の適地の有無及びサイトとしての適性について、学識経験者の協力を得て調査を実施いたしました。調査の結果、公募により誘致提案された3候補地のうち、茨城県那珂町と青森県六ヶ所村が、ITERを我が国に誘致する場合の候補地として、十分な適性を有すると判断したところでございます。ただし、本調査結果は現時点で特定のサイト候補地を選定する趣旨のものでないことを申し添えます。

以上でございます。

【尾身議員】

どうもありがとうございました。それでは、本日のご報告を踏まえまして、関係各国の動向も注視しつつ、引き続き私と有識者議員で検討を進めてまいりたいと思います。

(5) その他

【尾身議員】

次に議題5に入ります。まず、去る11月19日に「第1回産学官連携サミット」が開催されましたので、吉川議員から簡単にご報告をお願いいたします。

【吉川議員】

それでは、資料5をご覧くださいながら、簡単に説明したいと思います。

産学官連携サミットは、内閣府、経団連、日本学術会議が主催で行ったものでありますが、11月19日に第1回を開催し、そのレセプションの席には、小泉総理、遠山文部科学大臣、平沼経済産業大臣にご出席いただきまして、大変ありがとうございました。また、サミットの趣旨は資料にありますように、産学官連携を図るために、我が国を代表する企業、大学、研究所等のトップが一堂に会しまして、連携の基礎となる相互理解の推進と信頼関係の構築を目指すという目標でやったわけであります。

その目的は、300名を超す参加者がありまして、熱心な議論、意見交換がありましたので、十分達成されたと思います。100名の大学学長、100名の企業の社長等が集まりまして、これはいずれも産業界、学会に影響力のある人ですので、こういった会合は初めてでございまして、非常に大きな効果があったのではないかと思います。

特に、尾身大臣からお話しがあったわけですが、今後の産学官連携の基本的な考え方につきまして、大変本質的なお話がございました。総合科学技術の産学官連携プロジェクトの座長、佐々木日本電気会長からこのプロジェクトの中間まとめというのが報告されました。これは新聞等でも報告されておりました。井村議員からは、なかなか変わらない大学も、いよいよ変わり始めたというような基調講演もございました。

また、パネルディスカッションにおきましては、「大学発ベンチャーの創出」あるいは「地域における科学技術振興」といった活発な発言がありまして、全体を通じて自ら進んで取り組もうという力強い熱気並びにエネルギーを感じた次第であります。大学の方は変わりつつあると、これは研究のやり方、あるいは特許の扱い方等もどんどん変えているということであり、企業もまた方向を変えつつ、現在力を蓄えているというような強い印象がございまして、今後が楽しみであります。

最後には「サミット共同宣言」というのが採択されまして、産学官のおおののトップ

マネジメントの基本的な方針として、産学官連携の推進が非常に重要であるというふう
に位置づけた、これは別紙ということでこの資料の最後に付いておりますが、意義深い結
論が出たと思います。

私どもの印象ですけれども、産学官連携ということを長い間言われていたんですが、今
回大変大きな壁を越えたような気がいたします。今までの観念的な議論から、実行する
という時代に、各関係者自ら決意したということかと思えます。

地方におきましても、産学官連携サミットを各地で開催しておりまして、これについ
ては後ろから2枚目にございますけれども、これは尾身大臣とともに私も全国各地でこの機
運を高めていきたいと思っておりますので、今後もよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

【尾身議員】

どうもありがとうございました。今後、引き続き地域産学官連携サミットなどを行いま
して、産学官連携の推進に努めてまいりたいと思えます。

なお、第11回本会議の議事録でございますが、既にチェックしていただいております
ので、本会議終了後公表することといたします。また、本日の資料につきましては、すべ
て公表することといたします。

（２）諮問第２号「国の研究開発評価に関する大綱的指針について」に対する答申につ いて

【尾身議員】

次に、議題２に入らせていただきます。国の研究開発評価に関する大綱的指針についま
しては、パブリックコメント等を踏まえまして、評価専門調査会におきまして答申案をと
りまとめましたので、桑原議員からご説明をお願いいたします。

【桑原議員】

それでは、ご説明いたします。資料は、資料２－１大綱的指針の案と資料２－２にまと
めました指針の概要を示したものでございます。本指針案につきましては、第２期科学技
術基本計画において必要性を言及されておりました平成９年に策定された「研究開発評価

に関する大綱的指針」を第2期科学技術基本計画の改定の方角に沿って、3月に総理から諮問を受け、9月の総合科学技術会議における中間報告をいたしました。その後パブリックコメントを踏まえまして、今回まとめたものでございます。

この本指針案につきましては、我が国の研究開発評価について基本的方針を示した、言わばガイドラインでございまして、各府省にあっては、本指針に沿って評価方針等を定めて、具体的な指針を策定し、評価を実施していただくというものでございます。

それでは、資料の2-2をご覧くださいながら、前回の大綱指針と比べまして、今回強化した点をご説明したいと思います。薄緑で色づけしたところが、その変更したところでございます。中段上と一番下段に分かれております。まず、中段上の「評価システム改革の方角」というところにまとめました強化点が3つありまして、1つは左端の「評価の公正さと透明性の確保」ということで、具体的には中に書いてございますけれども、客観性の高い評価指標の活用、評価者そのものを評価するシステムの構築、あるいは隔たりなく、幅広く評価者を選任すべきことの必要性、特に下から2段目にあります、外部評価、あるいは第三者評価を強化していこうということがうたわれております。

次に真ん中、もう一つ強化いたしましたのが「評価結果の資源配分への反映」でございます。すぐれた研究につきましては、評価を受けた課題が切れ目なく研究継続できるように、評価の時点を少々繰り上げてやっていくべきであるということ、あるいは一番下段に書いてありますが、評価の結果によりまして、対象テーマの継続、拡大、縮小、中止等に評価結果を反映させるというようなところを盛り込んであります。

また、一番右端でございますけれども、「評価に必要な資源の確保と評価体制の整備」につきましても、今回の強く言及しておりまして、人材の養成あるいは必要なデータベースの整備等をうたっております。

「その他」の中をごらんいただきますと、特に基礎研究を中心に研究開発の特性に応じた適切な評価を実施するということと、評価の評価にならないために、効率的あるいは合理的な評価の実施のために道をつくったということが強化されております。

一番下の段をご覧くださいますと、評価の対象にするものが2つ追加されてございまして、一番左の1項、これが研究開発施策そのものの評価でございます。一番右にあります、研究者等の業績の評価ということ、新たに追加をしております。

このようにすることによりまして、評価の実施によってすぐれた研究開発が発展して、我が国の研究水準が一層高まることを期待しておりますし、また研究開発予算が本当に必要なものに割り当てられていくことにも役立ち、我が国の社会、経済の発展につながっていくと考えております。

以上です。

【尾身議員】

ありがとうございました。これにつきまして、ご意見等何かございましたご発言をお願いいたします。

【遠山議員】

今、大綱的指針概要の内容についてご説明をいただきまして、これまでのご努力を大いに評価させていただきたいと思います。すぐれた研究を推進いたしますとともに、その研究者の過重な負担にならないためには、評価の目的を明確にして、適切にこれを行うことが必要と考えます。大学から特殊法人まで、多様な機関を所管いたしております我が省といたしましては、各機関の性格に応じた評価を行う必要がございます、現在具体的な方法について、大綱的指針の議論を踏まえて、科学技術・学術審議会において検討中でございます。我が省といたしましては、こうした方針に従い、所管の研究開発について責任を持って評価を行って、我が国の未来を支えるすぐれた研究が進められるよう努力してまいりたいと考えます。

以上でございます。

【遠藤議員代理】

政策評価法との関連でございますけれども、総務省は政策評価を専担する組織でございますけれども、この中で政策評価対象とこの指針との対象は重複する部分が随分あると思います。したがって、本指針が政策評価に求められる諸要素を踏まえておるというように理解をさせていただきたいと思います。

各府省で、この指針に基づきまして、実際に研究評価活動をしていくわけですが、その場合は政策評価法と整合する形で実施していただきたいと思っております。

総務省は、今後また各省庁全部の2次評価をしていくわけですが、そのときには総合科学技術会議の皆さんと意見交換をさせていただきまして、きちっと担保評価ができるような体制を取っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【中谷議員】

防衛庁としては、本年の6月に研究開発ガイドラインを策定いたしました。従来の飛行機とか戦車といった、装備を中心とした発想から、ITとか、いろんな技術を中心とした

施策を推進すべく、評価体制についても充実・強化に努めることといたしております。

もう一点は、各国の防衛・軍事技術も向上しておりまして、我が国に必要な高い要求性能の達成が必要でありますし、またユーザーが防衛庁自身という特性から、この評価充実にあたってはより客観性が保たれるように、省内に防衛庁研究開発評価指針の策定を実施する考えでございます。今後ともよろしく願いいたします。

【平沼議員】

経済産業省におきましては、本年3月の科学技術基本計画に基づきまして、大綱的指針の改訂に先立ちまして、本年5月に当省技術評価指針の改訂を行いました。そして、研究開発の効率化・活性化を図っているところでございます。

今回の大綱的指針の改訂によりまして、我が国の研究開発の一層の効率化・活性化が図られることを期待をいたしております。

以上でございます。

【尾身議員】

ほかにございますでしょうか。それでは、貴重な意見をありがとうございました。諮問第2号の「国の研究開発評価に関する大綱的指針について」の答申につきましては、原案のとおり決定いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

【尾身議員】

それでは、原案のとおり決定し、総合科学技術会議から小泉総理に答申をいたします。関係閣僚におかれましては、本答申に沿って各省において指針を策定し、強化・充実を図っていただくようよろしくお願いを申し上げます。

（1）平成14年度予算及び平成13年度第2次補正予算の編成に向けて

【尾身議員】

それでは、議題1に入らせていただきます。平成14年度の科学技術関係予算の概算要

求につきまして、私と有識者議員の皆様で、関係府省の施策ヒアリング等を行い、意見案をとりまとめましたので、井村議員からご説明をお願いいたします。

また、26日の閣議で総理からご指示のありました、第2次補正予算につきましても、同様にご説明をお願いいたします。

【井村議員】

それでは、資料1-1、1-2、1-3をご覧くださいと思います。科学技術関係予算の概算要求の総額は、3兆5,819億円でありまして、前年度比3.3%増であります。国の一般歳出が1.7%減であることを踏まえますと、科学技術の重要性が反映された結果と認識をしております。

ただし、第2期科学技術基本計画の具現化を図るためには、更に一層の努力が必要であります。この概算要求総額は、我々といしましては、必要の最低額と認識しており、是非この所要額を確保できるようにしていただきたいと希望をしております。

概算要求に先立ち、総合科学技術会議では資源配分の方針を示しました。第1に、質の高い基礎研究やライフサイエンス等4分野を重点的に推進すること、2番目に世界水準のすぐれた研究成果を生み出すためのシステム改革を進めていくこと、3番目には、既存政策の中で見直すべきものは見直していくということであります。

1点目の重点化ですが、まず基礎研究については、科学研究費補助金等、競争的資金の充実が図られておりますが、5年間で倍増を目指しているという点では、まだ不十分であり、今後とも継続して資源投入をしていく必要があります。

また、重点4分野につきましても、各省の努力で重点化が図られております。参考の資料をご覧くださいと思います。例えば、ライフサイエンスは、13年度に比べて、14年度は9.4%増、情報通信分野は3%増であります。環境分野は額が少なかったものから43.7%増、ナノテクノロジー・材料分野は56.6%増と大変増加をしております。しかし、個々の取り組みにつきましては、まだ課題が残っているものもありますので、15年度以降も積極的に取り組んでいく必要があります。

この各省からの概算要求につきましては、内容を精査して、資料1-2にまとめております。それぞれの重点分野の中で、構造改革特別要求されたものは黄色、一般要求は白で表わしております。いずれも重点分野につきましては、ほぼ各省から課題が出そろっていると考えていいと思います。

なお、一部には要求よりも大幅に減額する等のめりはりを付けてまとめをいたしております。

2 番目のシステム改革であります。競争的資金につきましては、全体で7.7 %の増であります。特に科学研究費補助金は9.1 %増加をしており、基礎的な研究の重要性が認識されたものと考えております。今後、専門家によって、この競争的資金が一貫して評価、執行される体制を整えていくことが大きな課題でありまして、現在、制度改革の中でこれを検討しております。

それから、大学等の施設整備は、前年度の予算に比べますと増加しております。約1,013 億円から1,500 億円でありますけれども、前年度、平成12年度から13年度にかけて、補正予算で1,500 億円ほど投入していただいておりますので、それに比べますと、まだまだ不十分であり、今後、一層の拡充が必要であると考えます。

それから、産官学連携の推進及び地域科学技術の振興は、我が国の経済を活性化する上に非常に重要であります。これにつきましては、各省から予算要求が出てきており、これらはいずれも重要な課題としてまとめられております。

3 点目の既存施策の見直しにつきましては、資料1－1の6ページにあるように、関係の府省は施策の効果的・効率的推進のために、整理、合理化等の努力をいただいていると考えております。

今後は、科学技術政策担当大臣及び有識者議員を中心に、府省の枠を越えて、国際的レベルの高い基礎研究を推進するとともに、実用化、産業化等の応用研究を通じて、社会還元を迅速に図っていくようフォローアップ体制をつくっていきたいと考えております。

次に、平成13年度の第2次補正予算につきましては、経済構造改革を加速するために、「改革推進公共投資」特別措置が決定されており、その中で科学技術に関する施設整備が対象になっておりますことは、我々としては大変喜ばしいことであります。科学技術関係では、1つは地域における産官学連携のための共同研究拠点をつくっていく。それから、実用化研究に利用できるような大規模研究開発施設をつくっていく。3 番目には、国立大学での、最先端研究拠点の整備が推進されるということが想定されております。このような投資が、十分に効果を発揮して、効率的に成果を生み出すよう、制度面からの対応がとられることを期待しております。総合科学技術会議の有識者議員といたしましては、今後、科学技術政策担当大臣と協力して、各関係府省の補正予算による研究開発拠点の整備のための要求を精査していきますが、主として3つの観点から考えたいと思っております。

1つは、小泉内閣の構造改革の方針に沿うということ、2 番目に経済活性化、景気対策にプラスの効果を生み出すということ、それから3 番目に科学技術の発展を中長期的に支えていくという観点であります。そういった観点から、検討を加えて、めりはりのついた内容となるように、総合科学技術会議としては積極的に貢献していきたいと考えております。

す。

以上でございます。

【尾身議員】

どうもありがとうございました。この議題につきまして、何かご意見等ございましたらどうぞ。

【白川議員】

資料1－1の2ページの基礎研究の推進について、基礎研究の重要性についてお話をしたいと思います。

去年の私の受賞に続いて、今年も野依先生がノーベル化学賞を受賞され、いずれも、基礎研究であり、応用に発展をしているということで、日本の科学技術が世界に認められ、大変うれしいニュースでした。私自身で言いますと、受賞のきっかけとなった研究は、よく調べてみますと31歳、野依先生のお話によると、野依先生は28歳で、いずれも大学院を終えて助手になって間もなくのことです。

そういう萌芽的な研究が、どういうお金でできたのか考えてみますと、助手の立場ですから、教授がいただいている講座費、つまり、その当時で言うと教官当積算校費、現在では教育研究基盤校費というふうに名前が変わっておりますが、その教官当積算校費から出ていました。これはプロジェクト研究でもないし、競争的な資金からでもない、こういう自由な発想の下に自発的に使えるお金で研究が行われてきたということは非常に重要であって、その点を強調したいと思います。

そういうところで、萌芽的な研究が行われてきたということで、教官当積算校費が非常に限られている、十分ではないので、今後も教育研究基盤校費については十分に配慮をしていただきたいと思います。

それと同時に、若い人に責任を持たせる、金も出すけれども、責任も持ってもらうことが大切であって、そういうことを強調したいです。

【平沼議員】

2次補正に関して、若干私意見を言わせていただきたいと思います。

科学技術は重点7分野の中でも21世紀に向けた発展基盤を構築する上で重要な分野だと思っています。第2次補正予算の趣旨に鑑みまして、これは当然経済の活性化、イノベーションの促進、産業空洞化への対応に向けて民間の投資を誘発し、高い経済波及効果を

有する、そういう施策を実施すべきだと思っています。

最先端の研究開発、産学官連携拠点の整備等を進めることは当然のことでありますけれども、その際、2点について私は意見を申し上げ、お願いをしたいと思います。

今回のNTTの株式による無利子貸付のスキームに対する償還財源については、昭和62年度の補正の際に、このスキームが導入されたときも次年度以降のシーリングで別枠の措置が取られました。今回も同様の措置を取っていただければと思います。

結局、これは無利子貸付けですから、それを研究施設をつくったときに返していかなければいけない。ですから、シーリングで掛けてしまうと、そこに非常に硬直性が出て、やりたいものもできなくなる、そういうことで、そこは62年の補正の際のスキームで導入されたことを是非今回も同様の措置を取っていただきたい、これが第1点です。

今回は、経費としては、皆様ご承知のように、施設費が対象となっているわけですが、新技術の開発や実用化のための研究の設備については、設備に固定設置されるなど、施設と一体となって整備されるものは柔軟に運用して、可能な限り幅広く認めていただきたい。一体となっているという形で認めていただかないと、やはり今申し上げたような中で、そこはそういう枠があるからだめだよと言われると、せっかくのものが前に進まないということでございますので、ここは十分ご配慮いただきたいと思います。

以上2点です。

【桑原議員】

今、平沼議員のおっしゃったこと、実は、緊急にいいアイデアが大学から出てまいりまして、多分、日本で世界を制するぐらいの大型のディスプレイができそうです。そこで今度の補正予算で対応したいと思っておりますので、今のところを是非お願いしたいと思います。

それからもう一つ、私は情報のセキュリティについて危機感をもっていますので申し上げます。e-Japan計画で、2003年から2005年に本格的にいろいろなことが動くということになると、個人の情報とかあるいは大きなお金が流れるようになります。我々の今度の14年度の予算、あるいは15年度に向けてセキュリティに対する研究投資が出て参りますが、この問題は、研究投資だけでは解決せず、国としての強力な組織ができ上がりませんと、対応できません。今、内閣官房を中心にいろいろやっておられて、私はそれをバックアップしたいということで今申し上げるのですが、まだ人数とか予算規模が小さくて、本当にこれで大丈夫なのかと心配します。では、どういうことを実施してゆくべきかと言いますと、例えば、多分これが正しい解だと思いますが、日本の中にリダンダンシーを含めて2

か所ぐらい、セキュリティーの維持センター的なものを作って、そこに人材、機材を置き、万一、攻撃をされた場合の対策、相互連携あるいは攻撃はいろいろ予測されますので、それに対する防御策を取る、あるいは攻める側から言いますと、非常に急速に手法が進化していますので、それに対してオンラインで継続的な防御研究をしてゆくような組織をつくって運用しませんと、日本全体の安全保障が危うくなります。我々もこれからIT戦略会議及び内閣官房と連携をとりながら一緒にやってまいりますけれども、是非ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

【遠山議員】

今回考えられております第2次補正は、日本の現在の課題を解決すると同時に、将来の日本のあり方にとっても大変重要な予算であると考えております。当省といたしましては、科学技術振興という観点から、21世紀にふさわしい新たな社会資本となる知的インフラの戦略的な整備を積極的に進めるため、現在、真剣に検討しているところでございます。

要求の考え方として3つございます。1つは、喫緊の課題であります大学等の施設整備を通じて、世界水準の学術研究拠点や、独創的・先端的な研究拠点の形成を図ることです。白川議員ご指摘の研究費は今回は無理ですが、研究を施設の面できちっと支えることにより、ふさわしい環境を整えたいと考えております。

それから産学官連携の推進を図るための卓越した研究拠点、すなわち実際の応用につながるような研究の施設を充実していきたいというのが第2点でございます。

それから第3は、ライフサイエンスやナノテクノロジーなどの重点分野における研究開発を加速するための試験研究機関の整備を推進することといたしております。

これらの事業を通じまして、民間投資の創出と雇用機会の増大に資する科学技術の発展に大いに貢献してまいりたいと思いますので、強力なご支援をお願い申し上げます。

【川口議員】

14年度の概算要求額につきまして、環境分野は43.7%ということで非常に伸び率が高く、私としてはうれしいと思っておりますが、金額的にはまだ516億円ということで少ないわけで、環境はライフサイエンスやナノテクノロジーなど、他にも関連分野がありますので、そういった分野も含めて金額的には今後、もっと増やしていく必要があるのではないかというふうに思います。

それから、環境について、各省間の連携の必要性についてご指摘をいただいているわけ

でして、特に地球環境、温暖化問題につきましては、日米の間での気候変動についてのハイレベル協議の場でも、両国の共通の関心事項として取り上げられているということでございまして、環境省としては、温室効果ガスの広域的な循環に関するモニタリングですとか、温暖化による影響の把握、予測、それから適応戦略について各省との連携及び協力の下でやっていきたいと考えております。

それから、平成13年度の第2次の補正でございますけれども、環境省としては独立行政法人の国立環境研究所の施設の整備等の向上を図っていくための予算を検討させていただいています。

以上です。

【遠藤議員代理】

6 ページですが、科学技術の振興の章があるんですけれども、国の施策を掲げて、この施策によって地域の活性化の効果をうたうというだけではちょっと物足りないような感じがするんですね。やはり地域自身の自発的な取り組み、それが地域の活性化になり、新しい発明にもつながるわけです。現に、光ファイバーにしても、青色ダイオードにしても、これは地方から開発されたものが大きな実りを生じているわけですから、そういう意味で、地域の産学官連携の話もありましたが、地域の自由な発想、自由な取り組み、それを推奨してそれが大きな新しい産業を興すきっかけになると、これは地域の活性化にも資する、こういうふうな角度から、地域科学技術の振興というものも大変大事だと思うのです。

【志村議員】

科学技術分野の予算といいますと、大学に関連するところが大変多いわけですが、日本の国立大学と私立大学に対する国の予算といいますか、財政支出の差は、他の先進諸国に比べましても非常に大きいということは事実でございます。その理由はいろいろあるわけございまして、それは十分に理解しておりますけれども、日本の大学の数にしますと、数と学生数両方で約7割を占める私学の知的資産をより活用するという点にもご配慮いただきたいと、お願いいたしたいと思います。

【黒田議員】

2点ほど申し上げさせていただきます。最初は、白川議員のご発言に非常に類似していますが、基礎学術研究の充実ということをお願いしたいと思っています。その理由の一つは、ある程度研究成果を出さないとアイデアだけでは研究費が通らないということであり

ます。それからまた、研究費を非常に取りづらい分野もあります。日本にロイヤルティーを払わないと世界の最先端の研究が進まない、そういうような全く新しい発想に基づいた研究成果と、それに基づいた特許、しかも単なる特許ではなくて基盤特許を是非取るようなシステムをつくっていただきたい。それには、基礎学術研究の充実が重要であろうと思っておりますので、さらなるサポートをお願いしたいと思っております。

それからもう一点は、やはり大学の施設整備。大変貧弱だということは多くの議員のご指摘のとおりであります。世界中から例えばノーベル賞クラスの研究者が来て、短期間共同研究をしたいと言っても、実験室あるいは研究室のゆとりもないということがございます。

それから、もう一つ付け加えさせていただきますと、別に豪華でなくても大規模でなくていいんですが、アカデミックでちょっとしゃれた雰囲気の宿泊施設とか、レストランとか、そういうものが民営でも構わないと思うんですが、キャンパスの中にあるということ、これもやはり同じように重要だと考えています。「日本の大学のあの著名な先生のところに行くと大変コンファタブルで充実した訪問ができた。共同研究も実ったし、よいアイデアもでてきた。」と、そういうような魅力的なところを日本に幾つか是非つくっていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【前田議員】

資料の1-2の13ページをごらんになっていただきたいと思いますが、実は、施設整備の問題については、補正予算という形で対応していただいている。今回の第2次補正予算でも対応していただくというのは非常にありがたいわけなんです。実は、その補正予算も予算の性格から継続的ないろいろなメンテナンスをしっかりとやっていくということについて若干問題があると思います。大学は余りそういうメンテナンスの感覚がないものですから、老朽化が早くなる、せっかくつくった施設をきちっと維持していく費用を、きちっと使っていないと、せっかくの設備がふいになるということになりがちであります。

実は、来年度の15年度のことなんですが、その場合には、この補正予算というスタイルよりも、当初予算といいますか、本予算の中でこういうものを組み込んで、メンテナンスについてもしっかりとした形で、せっかくつくったものについては、長続きするような思想で予算編成というのを考えていただいたらと、こう思っております。以上です。

【尾身議員】

いろいろ貴重なご意見を本当にありがとうございました。それでは、平成14年度科学技術関係予算の編成につきましては、原案のとおり決定したいと思います。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

【尾身議員】

では、そのように原案のとおり決定し、総合科学技術会議から小泉総理及び関係大臣に対して意見具申をいたします。今後は皆様のご意見等も踏まえまして、私と有識者議員を中心に、本決定に沿いまして、種々の枠を越えて、総合的に研究開発が推進され、成果の社会還元が迅速になされるよう、フォローアップを進めることといたします。

また、平成13年度第2次補正予算につきましては、私と有識者議員の皆様で精査をし、めり張りをつけた形で意見を取りまとめて、緊急対応プログラムを担当する竹中大臣を通じまして、経済財政諮問会議の方にお伝えするとともに、補正予算編成過程におきまして、財政当局との連携を図ってまいりたいと考えております。

（3）諮問第4号「特定胚の取扱いに関する指針について」に対する答申について

【尾身議員】

それでは、議題3に移らせていただきます。「特定胚の取扱いに関する指針」につきまして、生命倫理専門調査会において答申案を取りまとめましたので、井村議員からご説明をお願いいたします。

【井村議員】

資料3-1、3-2、3-3、それから3-4をご覧くださいと思います。主として3-2と3-3を用いて説明をさせていただきます。

文部科学大臣からの諮問、「特定胚の取扱いに関する指針」につきましては、生命倫理専門調査会で相当な時間をかけて議論をいたしました。そして答申案をまとめたものであります。既にご承知と思いますけれども、資料3-3の絵で少しごらんをいただきたいと

思います。

一番左が正常の子どもができる場合で、精子と卵子が結合、すなわち受精をして、分裂をして発生をしてくるわけです。ある段階までまいますと、子宮粘膜に着床をして、やがて赤ちゃんが産まれます。着床の少し前に、胚盤胞と呼ばれる時期がありますが、この時期の内部の細胞を取りますと、この細胞は無限に増殖する可能性があって、しかもいろいろな組織に分化する、万能細胞とも言うべき性格を持っております。これが胚性幹細胞、ES細胞であります。これは種々の病気の治療に貢献できる可能性があるので、現在既にガイドラインができており、我が国でもヒトの胚性幹細胞の樹立が間もなく始められようとしております。

今回の諮問の内容は、「特定胚」と書かれたところであり、実にいろいろな胚をつくれる可能性があるわけです。そこにありますように、9種類ありまして、名前を聞いても、専門家でもわからないほど複雑であります。その中で、今回は、種々検討いたしました結果、2ページ目の右から2つ目の動物性集合胚だけを認めることにいたしました。これはヒトの体をつくっております細胞を動物の胚の中に入れるというものであり、勿論、個体をつくることは禁止いたします。ただ、試験管の中の研究はこれを認めることによって、将来、臓器移植用の臓器を動物でつくれる可能性もありますので、研究をする価値があります。

なお文部科学省の案では、ヒト性融合胚とヒト胚核移植胚も指針の中に含まれておりましたが、更に慎重な検討をするため、今回の答申からは外させていただいております。

もう一つ最近アメリカで成功したということでジャーナリズムをにぎわしておりますのが、人クローン胚であります。これは、卵子の核を取り、その中へヒトの体細胞の核を移植して発生をさせるわけです。それを子宮に戻しますと、人クローン個体ができます。ここは法律で現在日本では禁止しております。その前段階の研究がアメリカで行われたわけです。この人クローン胚は、将来、自分の体のES細胞をつくる可能性を持っておりますので、医学的には大変重要な課題であります。通常のES細胞は、他人の遺伝子を持ったものでありますから、これを体内に入れますと、免疫学的な拒絶反応が起こります。もし、自分の遺伝子を持ったES細胞をつくることができますと、これは拒絶反応がありませんので、非常にすぐれた治療法になる可能性があります。しかし、卵子を使わないといけないう面、倫理的な問題がありますので、これについては、ヒト胚全体の議論の中で決めていこうということで、日本ではなおモラトリアム、禁止の状況であります。

特定胚の作成の際には、ヒトの体細胞を用いる場合、提供者の同意を得る必要があります。このことは指針の中に詳しく書かれております。ただ、既に作られている細胞株では、

提供者の同意を得ることができませんので、その場合の手続きは別途に定めるべきであると考えております。

この指針の規定のほかに、遵守することが望ましい事項が幾つかありますが、それらは細則という形で策定をしていただいて、指針を補う必要があると考えております。

以上、この諮問に対しての答申案、それから、その答申案に基づいた指針をまとめましたので、本日これを答申させていただきたいと思います。

以上です。

【尾身議員】

どうもありがとうございました。何かご質問ご意見等ございましたら、どうぞ。

【石井議員】

井村議員を会長といたします生命倫理専門調査会が設けられて今の答申案をつくったわけですが、その過程では、この専門調査会の下に、プロジェクト・チームをつくりまして、集中的にこの問題は議論いたしました。この夏に総計恐らく30時間近い検討時間を費したと思います。そのときの様子をちょっとご紹介申し上げますと、やはり片方では、生命倫理というものの、今お話しがありましたように、ヒトの胚を使うということの生命倫理的な問題を非常に強く主張するといいますか重要視するご意見と、もう一つは再生医療を始めとする非常に有益な研究がこれによってできるんだ、重い病気で苦しんでいる人々がこれで救われるかもしれないんだと、そういう方面からのご議論が、言わばがっぷり四つに組んで議論をしたということでございます。

結果といたしましては、今回、今、ご説明がありましたように、文科省から出てまいりました案よりも更に厳しく絞り込みまして、資料3-3の2枚目の、右から2番目のもののみを言わば解禁するということにいたしました。ただ、このプロジェクト・チームの中では、大体こういうふうを考えていこうということで、今後の進め方については大方のコンセンサスができております。

それは、とにかく今回はまだ議論が熟していないものは強いて結論を出すことはやめましょうということで、実は、ヒトクローン技術規制法の中に、この時期までに答申を出しませんと、法律に定められた期限までに指針が作れないというタイムリミットがございましたので、言わばそのタイムリミットに合わせて、とにかく結論が出るといいますか、意見が一致したもののみ解禁して出します。しかし、これを一段落というふうにとらえないで、つまり、一段落して、また2、3年経ったら再検討するんだ、見直しをするのだとい

うのではなくて、私たちはそれを引き続き議論していきましょう。そして、議論が熟したものから言わば解禁に持っていくというような形で、タイミングを遅らせることなく、非常に有益な科学的研究、医学的な研究を推進する可能性を、むしろ生命倫理に根本的に反するものは認められませんが、しかし、議論の一致を見たものについてはお認めしていこうと、そんなような考えでございますので、文科省におかれましても、この指針を今回お作りになるわけですが、私どもとしてはそういうふうを考えておりますので、随時適切にご対応いただければ幸いというふうに存じております。

以上でございます。

【遠山議員】

どうもありがとうございました。私どもからお願いいたしましたこの「特定胚の取扱いに関する指針について」大変熱心なご議論の末、立派な答申をいただきました。私どもとしては、これを基に指針を策定し、告示をしてまいりたい、そして、取扱いが適切になされるように対応してまいりたいと思います。

また、今付言をいただきました人クローン胚の作成に関しましては、確かに倫理的な課題が残っております。我が国としましては、本日の答申を踏まえて策定します指針において認めない方向でまいりたいと思います。

そして、お話のように、この問題は、ヒトES細胞の研究の進捗状況、あるいは再生医療の研究動向を勘案しながら、引き続き検討が必要と私ども考えておりますので、何とぞこれからもご指導のほどよろしくお願いいたします。

【南野議員代理】

本指針で認められました移植用臓器の作成に関する研究、それを目的といたしました動物性集合胚の基礎的な研究というのは将来的には臓器移植が必要な疾患、それらの克服に役立つそういった研究につながるだろうと、そのような可能性があるだろうということで、厚生労働省といたしましても、研究の進捗を期待しているところでございます。

【尾身議員】

それでは、貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、諮問第4号「特定胚の取扱いに関する指針について」の答申につきましては、原案のとおり決定することにいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

【尾身議員】

それでは、原案のとおり決定をし、総合科学技術会議から文部科学大臣に答申いたします。

遠山議員におかれましては、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」第4条、第1項の規定に基づき指針を定めるようお願いを申し上げます。

【尾身議員】

それでは、最後に小泉総理からご発言をいただきたいと思います。

【小泉議長（内閣総理大臣）】

ありがとうございます。今回の14年度予算編成については、今までの縦割の弊を排して、先生方に整理していただいて、メリ張りのある予算について格段のご協力をいただいていると伺っております。本当にありがとうございました。

これから編成します13年度の第2次補正予算につきましても、また格段のご指導をお願いしたいと思います。

本日の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」については、効果的・効率的な研究開発の推進のためには、評価は極めて大事だということでありますので、各省大臣においては、本指針に沿って、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

また、ただいまの「特定胚の取扱いに関する指針」について、これは我々の想像を絶するような技術で、これからの生命倫理の大変大きな問題だと思いますが、本答申によって、特定胚に関する研究のルールが定まり、現在米国でも問題になっているヒトクローン胚の研究は、当面禁止されることとなると思います。人類全体に関わる生命倫理問題の重大さを十分理解し、本答申の示すルールに従って研究がなされることを期待しております。

これからも科学技術の重要性をしっかりと認識しまして、対応していきたいと思いますので、皆様方の格段のご指導、ご鞭撻、今後ともよろしくお願いします。

本当にありがとうございました。

【尾身議員】

それではどうもありがとうございました。以上をもちまして本日の総合科学技術会議は終了いたします。ありがとうございました。